

軽度者に対する福祉用具貸与の確認について

軽度者に対する福祉用具貸与について、「軽度者に対する福祉用具貸与(対象外品目)の判断基準と書類提出について」で基本調査の結果の確認項目が「できない」等になっておらず、当該基準のみでは例外給付の対象となる状態像に該当するか判断できない場合は、例外給付の確認依頼が必要となります。

成田市への書類提出が必要な際は、本手引書の手順にしたがって例外給付の手続きを行ってください。なお、特殊寝台付属品のみの例外給付については、特殊寝台を自費購入または自費貸与をしている場合に限ります。

例外給付の手続きを行う場合または検討をしている場合は、書類作成前に介護保険課資格給付係までご一報ください。

○軽度者に対する福祉用具貸与（書類提出が必要）の場合は、以下の手順で行います。

- ① 利用者の状態を確認
↓
- ② 医師が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」に該当すると判断。（または認定結果に福祉用具貸与に係る認定審査会の意見が付されている。）
↓
- ③ ①を踏まえてサービス担当者会議を開催し、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨を判断
↓
- ④ 居宅サービス計画に位置付ける
↓
- ⑤ 市へ確認依頼書を提出する
↓
- ⑥ 受理後、7日程度で市から確認通知を送付する
↓
- ⑦ 福祉用具貸与を開始



手続の流れ

① 利用者の状態の確認

介護支援専門員は、主治医意見書等を参考に利用者が福祉用具を必要とする状態であり、「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」に該当する可能性があるかを検討します。

② 医師の意見

医師が「福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像」に該当すると判断していることを確認します。確認をスムーズに行うためには、医学的な所見の記載を明確に判断できる内容にて記入していただくことが重要です。なお、医師から書面で確認できない場合は、介護支援専門員が受診に同席する等して医師の判断（どのような理由で福祉用具貸与を必要とするか）を詳細に聞き取り、主治医所見聴取記録に記載してください。※介護保険証に福祉用具貸与に係る認定審査会の意見が付されていた場合、医師の所見に関する書類を省略することができます。

「例外給付の対象とすべき状態像」とは…

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に平成 24 年厚生労働省第 95 号告示第 25 号のイに該当する者
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 95 号告示第 25 号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 95 号告示第 25 号のイに該当すると判断できる者

③ サービス担当者会議の開催

①の医師の判断を踏まえて、サービス担当者会議を開催します。この会議において、本人・家族の希望や各サービス提供事業者から専門的な意見を聴取します。ここで出た意見については、サービス担当者会議の要点に詳細に記載し、検討の過程が分かるように記載してください。

④ 居宅サービス計画の作成

アセスメントでのニーズ抽出から②の検討結果を踏まえて、介護支援専門員が例外給付の必要性があると判断した場合は、当該品目の福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づけ、利用者から同意署名をもらいます。

⑤ 確認依頼書の提出

②～④の書類とともに、確認依頼書を介護保険課窓口へご提出ください。なお、提出前に「提出前チェックリスト」を用いて提出書類の確認をお願いします。また、窓口に書類の内容を確認するため、受付には 10 分程度を要します。

(次ページへつづく)

⑥ 確認依頼書の審査

確認依頼書を受理後、例外給付の対象可否について審査を行います。審査の結果、例外給付の対象となる場合は居宅介護支援事業所宛てに確認通知を郵送します。

⑦ 福祉用具の貸与

⑤の確認通知が送付されたら、福祉用具貸与が可能となります。

適用期間については、当該被保険者の認定有効期間を限度とし、状態像に変化が生じたり、アセスメントにより例外給付の対象に該当しなくなったりした場合には、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与を中止してください。また、新たな要介護認定がなされた場合には、本確認通知は適用されませんので、継続での例外給付が必要な場合には再度確認依頼書の提出が必要となります。

なお、確認書類の提出期限については、下記のとおりとします。

【確認書提出のタイミングについて】

申請中(新規・更新・区分変更)	認定審査会日から2週間以内
申請中以外	保険給付開始日まで

保険証に審査会の意見が付記されていた場合、医師の所見に関する書類が省略可能であることから、申請中の者に関しては審査会の結果を確認した後に書類が必要かの有無を判断できるよう提出期限を延ばしています。暫定利用の場合、暫定ケアプランの位置が必須であることに変わりはありませんので、ご注意ください。

○添付書類と提出前の確認について

<添付書類>

1. 医学的所見が確認できるもの（診断書等）

または、福祉用具貸与に係る認定審査会の意見が付された保険証

2. 居宅サービス計画書 1～3 表

3. サービス担当者会議の要点

4. 貸与品目のカタログ等（貸与する福祉用具が分かるもの）

5. 提出前チェックリスト

※「提出前チェックリスト」の内容を確認し、上記の提出書類が整いましたら、介護保険課へ連絡の上、書類をご提出ください。

令和6年7月1日
成田市役所 介護保険課
TEL 0476-20-1545